

電気通信事業会計規則の一部を改正する省令 概要

令和 6 年 8 月、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）が一部改正されたこと等に伴い、電気通信事業会計規則（昭和 60 年郵政省令第 26 号）との財務諸表等規則の整合を図る観点から、電気通信事業会計規則の一部を改正するもの。

主な改正の概要は次のとおり。

改正の概要

【電気通信事業会計規則における主な改正事項】

- ・ 固定負債における「長期未払法人税等」の科目追加等
- ・ 流動負債における「未払法人税等」の定義変更
- ・ 「国際最低課税額に対する法人税等」の科目追加等
- ・ 金融商品に関する注記の追加

【改正箇所】

- ・ 別表第一
- ・ 別表第一の二
- ・ 別表第二様式第 2、様式第 4
- ・ 別表第二の二様式第 1、様式第 2、様式第 4

【施行日】

公布の日から施行し、施行の日以後終了する事業年度から適用する。